

さきたまテラスゾーンの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 本市の賑わいを創出し、地域経済を活性化するとともに、観光振興を図るため、さきたま古墳公園内にさきたまテラスゾーン（以下「テラスゾーン」という。）を設置する。

(名称、位置等)

第2条 市が設置するテラスゾーンは名称をさきたまテラスゾーンとし、位置は行田市大字佐間字野合1503番地1外とする。

2 テラスゾーンは、次に掲げるエリアで構成する。

- (1) イベントスペース
- (2) 出店スペース
- (3) 駐車場

(休業日及び利用時間)

第3条 テラスゾーンの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、県民の日を定める条例（昭和46年埼玉県条例第58号）第2条に規定する日、5月1日又は同月2日を除く。）
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 テラスゾーンの利用時間は、午前9時30分から午後5時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(業務)

第4条 テラスゾーンは、第1条に規定する設置の目的を達成するため次に掲げる業務を行う。

- (1) 催しその他これに類するイベント（以下「イベント」という。）を行うための場所の提供
- (2) 移動販売その他これに類する出店（以下「出店」という。）をするための場所の提供
- (3) テラスゾーン又は近接する観光物産館を利用する者のための駐車場としての

場所の提供

(4) テラスゾーンの使用及び維持管理

(5) その他テラスゾーンの設置の目的を達成するために必要な業務

(使用の許可)

第5条 イベント又は出店を行うために、テラスゾーンの全部又は一部を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。使用許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、使用許可をするときに、テラスゾーンの管理上必要な条件を付することができる。

(駐車場としての使用の制限)

第6条 市長は、前条第1項の規定により、テラスゾーンを使用させる場合又は市長が特に必要と認める場合は、第4条第3号の駐車場としての使用の全部又は一部を制限することができる。

(使用許可の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、テラスゾーンの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) テラスゾーンを破壊し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他市長が不適當であると認めるとき。

(許可の目的外使用等の禁止)

第8条 第5条第1項の規定により、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けた目的以外にテラスゾーンを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは使用の条件を変更することができる。

- (1) 使用許可の申請に虚偽の事実があったとき。
- (2) 第5条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(3) 第7条各号のいずれかに該当するものと認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(5) その他管理運営上やむを得ない理由により特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定により使用許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは使用条件を変更した場合において、使用者に損害が生じて市長はその責めを負わない。

(使用料)

第10条 使用者は、別表に掲げる使用料を市長に納付しなければならない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、公用又は公共の用のためにテラスゾーンを使用する場合で特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他やむを得ない事由によりテラスゾーンを使用することができなくなったとき。

(2) 前号に規定するもののほか、使用者の責めに帰することができない事由によりテラスゾーンを使用することができなくなったとき。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、テラスゾーンの使用を終了したとき、又は第9条第1項の規定により、使用許可を取り消されたときは、直ちにテラスゾーンを原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の規定を履行しないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定により、市長が使用者に代わってこれを執行し、その費用は使用者の負担とする。

(禁止行為)

第14条 テラスゾーンにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) テラスゾーンを損傷し、又は汚損すること。

- (2) 周りの住民その他第三者の迷惑になる行為をすること。
- (3) ごみその他汚物を廃棄すること。
- (4) 無断で営業その他これに類する行為をすること。
- (5) 無断で貼り紙若しくは貼り札又は広告の表示をすること。
- (6) たき火又は火遊びその他危険な行為をすること。
- (7) 管理上支障となる場所への車両の乗り入れ又は当該場所での駐停車をすること。
- (8) テラスゾーン又は近接する観光物産館の利用以外の目的で駐車場として使用すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、テラスゾーンの使用又は管理に支障がある行為をすること。

(損害賠償)

第15条 使用者は、自己の責めに帰すべき事由により、テラスゾーンを汚損し、破壊し、又は滅失させたときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

2 市長は、テラスゾーンにおいて天災等不可抗力により生じた損害、自動車等相互の接触、盗難等市長の責めによらない原因で生じた損害については、その責めを負わない。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、テラスゾーンの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。第23条において「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、テラスゾーンの管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第4条各号に掲げる業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合における第5条から第7条まで、第9条第1項、第10条及び第12条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第

9条第2項及び前条第2項中「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手續)

第17条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 市長は、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民の平等利用が確保されていること。
- (2) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適切にテラスゾーンの運営を行うことができること。
- (3) 事業計画書の内容が、テラスゾーンの設置の目的を効果的に達成するとともに管理経費の縮減等効率的な運営が図られるものであること。
- (4) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
- (5) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適性な取扱いを確保することができること。

(指定管理者の公表等)

第18条 市長は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(管理の基準等)

第19条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にテラスゾーンの運営を行うこと。
- (2) テラスゾーンの維持管理を適切に行うこと。
- (3) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 市長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
- (2) 指定管理業務の実施に関し必要な事項
- (3) 指定管理業務の事業報告に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、テラスゾーンの管理の適正を期するため必要な事項

(指定の取消し等)

第20条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理業務又はその経理に関する市長の指示に従わないとき。
- (2) 第17条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
- (3) 前条第1項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。

2 市長は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

3 第18条第1項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。

(指定管理者による休業日及び利用時間の変更)

第21条 指定管理者は、第3条第1項の休業日又は第3条第2項の利用時間を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(指定管理者による施設の現状変更等)

第22条 指定管理者は、テラスゾーンの改修その他これに準ずる現状変更を行おうとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき又は第20条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額)

第23条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にテラスゾーンの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項に規定する場合において、指定管理者は、利用料金の額を別表に定める使用料の額の範囲内で定めることができる。この場合において、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(利用料金の納付等)

第24条 前条の規定により指定管理者が利用料金を収受するときは、使用者は、第10条に規定する使用料に代わり、利用料金を納期限までに指定管理者に納付しなければならない。

2 指定管理者は、使用者が前項の規定に違反したときは、当該許可を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは利用の条件を変更することができる。

3 市長又は指定管理者は、使用者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(利用料金の減免)

第25条 指定管理者は、使用者が公用又は公共の用のためにテラスゾーンを利用する場合で特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第26条 指定管理者が収受した利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 災害その他やむを得ない事由によりテラスゾーンを利用することができなくなったとき。

(2) 前号に規定するもののほか、使用者の責めに帰することができない事由によりテラスゾーンを利用することができなくなったとき。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第10条、第23条関係）

区分	単位		金額
	数量	期間	
イベント	1 m ²	1 日	1 0 0 円
出店	1 店舗	1 日	6 0 0 円

備考

- 1 イベントを行うに当たり、使用許可面積に1 m²未満の端数があるときは、これを1 m²に切り上げる。
- 2 使用者の住所（個人にあってはその住所、法人、団体等にあってはその所在地）が市外である場合の使用料は、この表に規定する使用料の額に、10分の150を乗じて得た額とする。